

## ま え が き

昭和29年に制定された「学校給食法」は、学校教育における食に関する指導の一層の充実を図る観点から、平成21年に大幅な改正が行われ、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準が学校給食法に基づいて新たに定められました。

学校給食は、児童生徒が食に関する知識や能力等を発達段階に応じて身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育てていくための「食に関する指導の生きた教材」としての役割を担うこととなりました。

また、異物混入やノロウイルスによる食中毒、食物アレルギー対応など、学校給食における危機管理についても、県や市町村、各学校・調理場それぞれにおける対策の充実が求められています。

栄養教諭制度の創設や食育基本法の制定もあり、学校給食に関しては、この10年余の間に管理と指導の両面から一層の充実が図られ、その環境が大きく変化するとともに、社会的な関心も高まってきています。

そこで、おいしく、安全・安心で食に関する指導の生きた教材となる、より良い学校給食の実施と、学校給食におけるさまざまな課題への対応のため、最新の資料や情報を盛り込んだ参考資料として、本年度「学校給食の管理と指導」の七訂版を発行することとしました。

学校給食関係者の日々の業務に活用していただければと思います。

最後に、発行に当たって、多大な御協力をいただきました編集委員並びにワーキンググループの皆様、また、御支援をいただきました公益財団法人愛知県学校給食会に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

愛知県教育委員会教育長 野村道朗